

令和 8年度

# 事業計画書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

公益財団法人 **日本英語検定協会**

## 令和8年度事業計画書

我が国における英語教育の基本方針は、グローバル化の進展などにより社会が急速に変化するなか、自国や他国の言語や文化を理解し、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力を育成することにある。

教育振興基本計画（令和5年度から令和9年度）では、グローバル社会における人材育成のなかで「外国語教育の充実」を挙げている。英語力の目標としては、中学校卒業段階でCEFR A1以上、高等学校卒業段階でCEFR A2以上を達成する中高生の割合の増加（5年後目標値：6割以上）、とくにグローバルに活躍することが期待される層の拡充に向け高等学校卒業段階でCEFR B1以上を達成する高校生の割合の増加（5年後目標値：3割以上）、などが掲げられている。その達成に向けた基本施策として、デジタルを活用したパフォーマンステストの実施などICTの一層の活用促進や、大学入学者選抜において「読む・書く・聞く・話す」の4技能に関する総合的な英語力の適切な評価、などを含めている。

学習指導要領では、「聞く」「話す（やりとり、発表）」「読む」「書く」という「4技能5領域」を育成することが重要であるという基本的な認識が示され、小学校・中学校・高等学校において、英語の授業はできる限り英語を用いておこない、言語活動を通じた指導方法が重視されている。また、ICTの効果的な活用や多様な人材の活用、大学等の留学生交流促進等を図りながら、英語教育の更なる強化を目指している。

こうした国の計画・基準を踏まえ、当財団は令和8年度においても、引き続き当財団の各種事業を通じ、教育現場を支援し、また我が国における実用英語の普及向上の実現を目指していく。

当財団の目的は、日常の社会生活に必要な実用英語の習得及び普及向上に資するため、英語の能力を判定し、また様々な機会を通じてその能力を養成することを通じ、生涯学習の振興に寄与することである。それを達成するための公益目的事業として、当財団は以下の事業をおこなっている。

- 1 英語能力判定事業
- 2 実用英語の研修・教育事業
- 3 実用英語の習得及び普及向上に繋がる研究及び事業に対する助成事業
- 4 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

とりわけ英語能力判定事業においては、実用英語の能力を検定する「英検テストファミリー（実用英語技能検定（以下「英検」という）/ 英検Jr./ 英検IBA/ 英検プレテスト / 英検ESG）」、大学生生活に必要な英語運用能力を測定するテストである「TEAP」、海外留学・海外移住等に必要な英語力を証明する「IELTS」、ビジネス英語を測定する「Cambridge English Skills Test Business / GCAS」、といった幅広い検定試験等のテストラインナップを展開し、数多くの英語学習者に活

用されている。

上記の事業環境と事業目的を踏まえ、当財団では、令和8年度において、主に以下のような取り組みを計画している。

#### (1) 英検新設級「6級・7級」の導入

令和8年度第3回検定より、実用英語技能検定において、新たに「英検6級」および「英検7級」を導入する。

本導入により、以下を目指す。

- ・ 英語学習初期段階における到達度を適切に測定し、学習のスタートラインを早める
- ・ 小学生世代が段階的に英語力を伸ばせる体系的な資格制度を構築する
- ・ 小さな成功体験の機会を創出し、学習意欲の向上と継続を支援する
- ・ 「生涯にわたる英語能力育成」の基盤を強化する

英検6級は小学校卒業程度～中学校入門期、英検7級は小学校初級程度の英語力に対応する予定である。また、学校現場における1人1台端末環境の整備を踏まえ、6級・7級ではコンピューターまたはタブレットを用いたオンライン受験を導入する予定である。

問題形式についても順次公開し、初回実施に向けて受験者が余裕をもって学習に取り組める環境を整備する。

#### (2) 受験時の本人確認強化

令和8年度第1回検定より、英検（従来型）／英検S-CBT／英検S-Interviewにおいて、本人確認方法を変更し、顔写真付き身分証明書の提示を必須化とし、以下を実現する。

- ・ 不正受験の防止およびなりすまし対策の徹底
- ・ 大学入試等における資格活用拡大を見据えた試験の厳格性向上
- ・ 社会的信頼性のさらなる確保

対象は3級以上の受験者とする。厳格な本人確認プロセスを通じて、公平かつ公正な試験実施体制をより一層強化する。

#### (3) 英検S-CBT海外会場展開の促進

英検S-CBTについて、海外主要都市での実施を開始し、受験機会のさらなる拡充を図る。ロサン

ゼルス、ニューヨーク、ロンドンに加え、デュッセルドルフにおいても実施を開始。週末を中心に月に複数回実施する予定であり、国内と同様の資格認定を行う。

本施策により、海外在住者の受験利便性向上および遠方移動の負担軽減を実現するとともに、年3回の従来型試験に加えた柔軟な受験機会を提供する。今後も、各地域のニーズを踏まえながら、海外拠点の拡充を随時検討し、受験機会のさらなる拡大に努めていく。

令和8年度の事業計画の具体的な内容は次頁以降に記載のとおりである。当財団がおこなう公益目的事業を通じて人々が実用英語を習得できるよう各種検定・試験および研修などを提供するものである。

1. 実用英語の習得及び普及向上に寄与することを目的とする英語能力判定事業、英語研修・教育事業、助成事業等（公益事業1）

### [1]-1 英語能力判定事業

概要： 実用英語の習得に寄与することを目的として、令和7年度も社会・日常生活、ビジネス、海外留学・移住、及び入学試験等、それぞれの目的に応じた各種の英語能力検定と英語能力判定試験を有償（検定料・試験料を徴収）でおこなう。また、本年度も「英検」については文部科学省後援のもとでおこなう。

目的： 実用英語の習得及び普及向上に寄与する。

内容： 上記の検定・試験についての情報は当財団のホームページ及び各種ガイド等で公表する。

参考： 各検定・試験の「開始年度」「目的」「判定方式」「対象」「受験形態」「問題の制作等」「その他」の情報は以下のとおり。

#### ◆ 実用英語技能検定（英検）

開始年度 昭和 38 年度（1963 年度）

目的 実用英語の能力の検定。各級（1 級～3 級）の検定試験は 4 技能（「聞く」「話す」「読む」「書く」）を、4 級及び 5 級は 3 技能（「話す」を除く）を総合的に判定。なお、4 級及び 5 級は合否にかかわらず別途スピーキングテストを実施

内容 合否（スコア及びバンド併記）

対象 対象制限なし、個人または団体

受験形態 PBT： 筆記試験（年 3 回次。一次試験及び二次試験）

S-CBT： コンピュータによる出題・解答、W 答案はマークシートへの記入も選択可、S は吹込式（毎週土日中心に平日も実施）

S-Interview： 筆記試験（年 3 回次）。受験上の配慮が必要な方を対象

問題制作 当財団

その他 各年度において、文部科学大臣賞等、成績優秀者・団体を対象とした表彰式を挙行。受賞対象は選考委員会で選考・決定する。合格者に対し合格証書並びに合格証明書を発行する。その他実用英語の習得に寄与するための受験者向けのサービスを提供する

#### ◆ 英検 Jr.

開始年度 平成 6 年度（1994 年度）

目 的	児童向けに開発した実用英語試験。英語に親しみ、外国の文化を理解することを目的に開発
内 容	正答率（スコア併記）
対 象	主に幼児・小学生等の個人または団体
受験形態	PBT： 年 3 回 CBT： 随時（オンライン）
問題制作	当財団
そ の 他	実用英語の習得に寄与するための受験者向けのサービスを提供する

◆ 英検 IBA

開始年度	平成 27 年度（2015 年度）
目 的	英語学習者の英語習熟程度を判定するテスト。主に学校関係者が英語能力別のクラス分けをする際や、英検志願者が何級を受験したらよいのか知る目安などに活用
判 定	スコア
対 象	学校・教育委員会
受験形態	RLW：PBT・CBT S：CBT
問題制作	当財団

◆ 英検プレテスト

開始年度	令和 5 年度（2023 年度）
目 的	英語学習者の英語習熟程度を判定するテスト。英検志願者が何級を受験したらよいのか知る目安などに活用
判 定	スコア
対 象	塾・その他団体
受験形態	RL：PBT
問題制作	当財団

◆ 英検 ESG

開始年度	令和 3 年度（2021 年度）
目 的	小学校学習指導要領が示す「外国語活動」と「外国語」で「育成を目指す資質・能力」の正確な理解に基づき、「英語を使ってできること」の積み重ねを児童が実感できる学びを実現し、先生方には「指導と評価の一体化」を考える取組となることを目指す
判 定	正答率、スコア
対 象	学校・教育委員会

受験形態 RL：PBT  
問題制作 当財団

◆ IELTS

開始年度 平成 22 年度 (2010 年度)  
目 的 海外留学、海外移住申請等に必要な英語力を証明するテスト  
判 定 スコア  
対 象 主に高校生・大学生等の個人または団体  
受験形態 PBT / CBT  
問題制作 ケンブリッジ大学英語検定機構  
そ の 他 当財団はブリティッシュカウンシルの委託を受けて国内での実施・普及を担当

◆ Cambridge English Skills Test Business

開始年度 令和 7 年度 (2025 年度)  
目 的 ビジネス英語の測定テスト  
判 定 スコア  
対 象 主に社会人等の企業または団体、個人  
受験形態 オンライン 4 技能 (RLWS)  
問題制作 Cambridge University Press & Assessment  
そ の 他 当財団は Cambridge University Press & Assessment の委託を受けて国内での実施・普及を担当

◆ GCAS

開始年度 平成 29 年度 (2017 年度)  
目 的 ビジネス英語の測定テスト  
判 定 スコア  
対 象 主に社会人等の企業または団体、個人  
受験形態 対面 (リモート含む) 式 (スピーキングテストのみ)  
問題制作 当財団  
そ の 他 特になし

◆ TEAP

開始年度 TEAP：平成 26 年度 (2014 年度)  
目 的 大学生生活に必要な英語運用能力を測定し、大学入学選抜試験等で活用する目的  
で開発したテスト  
判 定 スコア

対 象	高校1年生以上の個人または団体
受験形態	年3回
問題制作	当財団と上智大学との共同開発
そ の 他	特になし

【主な英語能力判定事業の予測志願者数】

英検テストファミリー(※1)	5,064,345名
IELTS(※2)	36,701名
Cambridge English Skills Test Business /GCAS	11,903名
TEAP	19,679名

※1 英検テストファミリーには、英検、英検IBA、英検プレテスト、英検ESG、英検Jr. を含む。

※2 サブセンターでの志願者数を含む。

[1]-2 実用英語の研修・教育事業

[1]-2- (1) 英語教員研修事業

概 要： 主に小・中学校の英語指導に携わる指導主事等に対し英語研修の機会を提供する

目 的： 指導主事自身の英語力及び英語指導力の向上を目的とし、英語を母国語とする国々の大学等の教育機関と連携した研修をおこなう

対 象： 義務教育担当指導主事

期 間： 7月5日～12月7日

場 所： 当財団での集合研修およびご自宅からのオンライン研修

[1]-2- (2) 英語に関するセミナー

概 要： 英語力の向上、英語指導力の向上及び最新の英語教育等の動向について情報等を提供する。教育委員会等への講師派遣は年間40回程度、当財団主催のセミナー等は年間数回程度開催予定

目 的： 実用英語の習得及び普及向上に寄与する

対 象： 主に小学校・中学校及び高等学校の教員並びに英語学習者他

付 記： (1) 当財団のホームページ等に掲載し都度公募

(2) 令和7年度も本事業の一部は文部科学省後援名義使用許可を申請し実施の予定

(3) 平成27年度(2015年度)から文部科学省の依頼協力事業「土曜学習応援団」に加盟

[1]-2- (3) 英語通信教育事業

概 要： 各種通信講座を開発・開講し、実用英語を習得するための学習内容を提供する

なお、講座受講者には原則として復習テスト等の添削を通じ学習指導をおこなう  
また、学校・団体での英語指導用教材の開発・頒布もおこなう

目 的： いつでも、どこでも、誰でも学習できる教材を提供し、もって実用英語の習得に寄与する

対 象： 英語学習者全般

付 記： 主な実施講座は以下のとおり

- ・実用英語講座（文部科学省認定）

- ・ビジネス英語コース：ビジネスに役立つ英語を基礎から実践まで

（スタート英会話、12の鉄則で学ぶスタート英文Eメール、プレゼンテーション・ネゴシエーション、など）

- ・スキル別コース：スピーキング、リスニング、ライティング、など

#### [1]-2- (4) 英語に関する出版

概 要： 英語教育及び英語指導方法等に関する最新情報の提供を目的にする。なお、各種情報をWEB等で広く頒布する

目 的： 最新の英語教育等に関する情報を提供することにより実用英語の習得及び普及向上に寄与する

対 象： 主に小学校・中学校・高等学校の英語教育に携わる教員、団体等の研修担当者、及び英語学習者全般

内 容： 「英語情報Web」の頒布

### [1]-3 実用英語の習得及び普及向上に繋がる研究及び事業に対する助成事業

#### [1]-3- (1) 英語に関する研究助成

概 要： この事業は、実用英語の習得及び普及向上を目的とし、昭和62年度（1987年度）より実施。広く英語教育等に関する研究を助成する事業で、令和8年度も最終選考通過後の優秀な企画に対して助成金を交付する

目 的： 実用英語の習得及び普及向上に寄与する

対 象： 小学校・中学校・高等学校・高等専門学校等の英語教育に携わる教員。共同研究も認める。また、大学院在学者で英語教育に関する研究を専攻する者

内 容： 対象者の企画した研究テーマに対し、最終選考通過後、その研究等の要する必要な資金を助成。助成金交付額は、(A) 研究部門、(B) 実践部門、(C) 調査部門の各部門につき30万円以内、件数は全部門あわせて15件以内

選 考： 助成対象となる応募資格・応募部門・応募方法・選考方法・公表方法・助成金額等を毎年当財団のホームページで明らかにする公募形式。公募されたなかから研究助成選

考委員会で選考・決定する

[1]-3- (2) 実用英語の習得及び普及向上に繋がる事業に対する助成

概 要： この事業は、実用英語の習得及び普及向上に繋がる事業を助成するものである

目 的： 実用英語の習得及び普及向上に寄与する

対 象： 実用英語の習得及び普及向上に繋がる事業を実施する主に教員同士の英語教育研究活動及び英語体験学習などをおこなう団体等

内 容： 上記団体等に対して実用英語の習得及び普及向上に繋がる事業に資金として助成金を交付する。当面、年間助成件数は数件程度、助成金交付額は1件につき100万円前後を予定している。当財団の職員等が無償で直接英語教育活動等に参加することもある

選 考： 助成事業の対象となる応募資格・応募方法・選考方法・公表方法・助成金額等を毎年当財団のホームページで明らかにする公募形式。公募されたなかから助成事業選考委員会で選考・決定する

[1]-4 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

概 要： 実用英語の習得及び普及向上に寄与する当財団の事業実施に必要な知見を高めるために、調査・研究等をおこなう

目 的： 実用英語の習得及び普及向上に寄与する

内 容： 調査・研究等は新テスト・新教材等に関する開発に活かされ、また、教育・指導等に役立つ情報の一部は、当財団の情報誌及びホームページを通じて都度公開する

委 託： 調査・研究に関して、調査票の発送、集計、まとめ等が必要な場合は、他団体に委託することがある

## 2. 不動産賃貸業、業務受託業、知的財産提供の事業並びに広告業（収益事業1）

### [2]-1 不動産賃貸業

当財団が所有する建物を他社へ賃貸し、その賃料収入を得る。

### [2]-2 業務受託業

学校法人、地方自治体等から、英語試験問題制作、試験答案処理、英語セミナー運営等の業務を受託する。

### [2]-3 知的財産提供の事業

当財団が所有する知的財産（過去問題等）の二次利用許諾等により著作権料等収入を得る。その他、当財団が開発したプログラム（＝システム等）を他社に利用させ使用料等収入を得る。

### [2]-4 広告業

当財団が発行するメールマガジンや当財団のホームページ等の Web 媒体を活用した、オンラインの広告掲載を広告主から受託し、広告収入を得る。

※上記の収益事業での利益（収入超過額）の 50%を公益目的事業にて使用する。令和 8年度予算では、利益（収入超過額）の 50%を公益目的予算に繰り入れている。